

## Q 4

遺品の整理

**親の遺した家の片付けが大変。  
遺品の整理はどうしたら  
いいのでしょうか**



## Q 5

不当解雇

**3日前に突然、10年勤めたパート先で  
クビを言い渡された。収入が絶たれ、  
生活苦に。もう一度雇つてほしい**

**突** 然の解雇は働く人の生活に大きな影響を与えるため、「30日以上前に解雇予告をしなければならない」などの制限が労働基準法20条に定められています。

「不当に解雇されたときは、労働問題を得意としている弁護士、労務管理の専門家である社会保険労務士か、労働基準監督署に相談してみましょ

う」(大越さん)

**日** 用品から大型家具、家電製品の処分。住まい全体の掃除。

親の遺した家の片付けは、頭の痛い問題です。自分で片付けてから、リサイクルや不用品の回収を頼む方法もありますが、時間も手間もかかるうえ、結果的にかなりの費用がかかることがあります。時間がかかると、身内だけで行うともめてしまうことが多いもの。遺品整理業の吉田

太一さんは、「親族だけでなくプロの第三者が入ることで、要不必要な判断が冷静にでき、もめごとが少なくてすみますよ」と話します。

遺産整理を専門にする業者は、片付けを始める前に、貴重品や思い出の品を遺族とともに検索したり、リサイクル品の買取りや遺品の供養、形見分けの品を別に搬送してくれるなど、サービスが充実。

「3LDKの場合の費用は40万円前後かかりますが、約6時間ほどで家の分別や梱包、搬出、室内の清掃まで完了させることができます。身内で行うと半年以上かかる場合があります。遠方にある実家や、退去を迫られている賃貸物件、売却予定の不動産などは、専門業者に依頼して迅速に片付けるほうが負担を軽減できるのでは」(吉田さん)

また、吉田さんが遺品整理の経験を通して実感しているのが、「もらつて困る不動産」の問題。全国で820万戸の空き家がある(総務省調べ)という現代。地方の家、郊外の住

宅地や築年数の古いマンションなど、売るに売れず、賃貸にも適さない物件が増えています。

「不動産は所有しているだけでも固定資産税がかかり、マンションでは管理費・修繕積立金も必要です。たとえば300万円の預貯金を相続しても、何年かすれば不動産を維持する費用だけで底をついてしまう。

潔く「相続放棄」するほうがいい場合もありますが、その手続きは被相続人の死亡を知つてから3ヶ月以内までしか認められません」(吉田さん)

実家の不動産価値は事前に調べておくのが得策といえるでしょう。

「パート社員は正社員より立場が守られていないため、法に訴えることは難しい場合もありますが、勤め先の就業規則などにのつとつて、今回20条に定められています。

「不当に解雇されたときは、労働問題を得意としている弁護士、労務管理の専門家である社会保険労務士か、労働基準監督署に相談してみましょ

う」(大越さん)